

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第44号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
150 の20	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）	150 の20	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) <u>(4) 法第5条第4項の認定に係る申請書の受付</u> <u>(5) 法第5条第5項の認定に係る申請書の受付</u> (6)～(8) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
150 の21	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅に係るも	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。）	150 の21	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅に係るも	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。）

	のに限る。) (1)～(3) (略)		のに限る。) (1)～(3) (略)	
	(4)～(6) (略)		<u>(4) 法第5条第4項の認 定に係る申請書の受付</u> <u>(5) 法第5条第5項の認 定に係る申請書の受付</u> <u>(6)～(8) (略)</u>	
151	(略)	150 の22	<u>長期優良住宅の普及の 促進に関する法律第18条 第1項の許可に係る申請 書の受付及び同項の許可 に係る許可書の手交</u>	<u>全市町（建築基 準法第4条第1 項及び第2項の 規定により建築 主事を置く市町 を除く。）</u>
	(略)	151	(略)	
	(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行の日（令和4年2月20日）から施行する。